

下水排除基準一覧表

対象・排水量		公共下水道の使用者				
		特定施設の設置者			特定施設を 設置していない者	
		500m ³ /日以上	50m ³ /日以上 500m ³ /日未満	50m ³ /日未満		
対象物質又は項目						
有害物質	カドミウム及びその化合物 (mg/l)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物 (mg/l)	0.5以下	0.5以下(1以下)	0.5以下(1以下)	0.5以下	
	有機磷化合物 (mg/l)	1以下	1以下	1以下	1以下	
	鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	六価クロム化合物 (mg/l)	0.3以下	0.3以下(0.5以下)	0.3以下(0.5以下)	0.3以下	
	砒素及びその化合物 (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.003以下	0.003以下(0.005以下)	0.003以下(0.005以下)	0.003以下	
	アルキル水銀化合物 (mg/l)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (mg/l)	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン (mg/l)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素 (mg/l)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	1以下	1以下	1以下	1以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	3以下	3以下	3以下	3以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下	
	チウラム (mg/l)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下	
	シマジン (mg/l)	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ (mg/l)	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物 (mg/l)	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物 (mg/l)	10以下	10以下	10以下	10以下	
	ふっ素及びその化合物 (mg/l)	8以下	8以下	8以下	8以下	
	1,4-ジオキサン (mg/l)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
	その他	フェノール類 (mg/l)	5以下	5以下	5以下	5以下
銅及びその化合物 (mg/l)		3以下	3以下	[3以下]	3以下	
垂鉛及びその化合物 (mg/l)		2以下	2以下	[5以下]	2以下	
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l)		10以下	10以下	10以下	10以下	
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l)		10以下	10以下	10以下	10以下	
クロム及びその化合物 (mg/l)		2以下	2以下	[2以下]	2以下	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)		10以下	10以下	10以下	10以下	
条例で定める基準	温度 (°C)	45未満	45未満	45未満	45未満	
	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	5を超え9未満	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 (mg/l)	5以下	5以下	5以下	5以下
		動植物油脂類含有量 (mg/l)	30以下	30以下	30以下	30以下
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 (mg/l)	380未満	380未満	380未満	380未満	
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)	600未満	600未満	600未満	600未満	
	浮遊物質(SS) (mg/l)	600未満	600未満	600未満	600未満	
	汚濁消費量 (mg/l)	220未満	220未満	220未満	220未満	

- ・ ()内の数値は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われていて、かつ、排水量が500m³/日未満の工場・事業場に係る排出水に適用されます。
- ・ []内の数値は、水質汚濁防止法施行令別表第1の26,27,47,49,52,53,58,61,62,63,65,66の各号に掲げる施設を設置する事業場に適用されます。
- ・ ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設を設置する事業場に適用されます。
- ・ 内は直罰基準(基準違反により直ちに告発される排除基準)
- ・ 内は除害施設設置基準(除害施設の設置等の義務に係る排除基準)
- ・ 一部の業種と項目で上記よりも緩やかな直罰基準が適用される場合があります。(水質汚濁防止法暫定排水基準による)